



ドメスティックバイオレンス (DV)について

2021.01.11

カウンセリングルーム こころケア

1.ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

1.DVとは

「Domestic Violence」の略。

定義:「配偶者または親密な関係にある男女間の暴力」

「親密な関係」には元配偶者、元恋人を含む

・「暴力」とは単に「身体的」なものだけではなく、「精神的」なもの、

「性的」なもの、「経済的」なもの、社会的隔離(交友関係の制限、携帯チェックなど)などを含む



2.DVの特徴

- ・被害者の多くは女性
- ・密室性があり(家庭内など)、表面化しにくい
- ・長期間、慢性的
- ・背景に、社会構造的な問題があるケースが多い

(「夫の暴力はある程度仕方ない」といった社会通念、男女間の経済格差など)



3.暴力の種類

1.身体的暴力

2.心理的暴力

怒鳴る、交友関係を制限する、電話・メールなどをチェックする、無視、
人前でばかにする、暴言、大切なものを壊す、殴る素振り、子どもを連れ去る、など

3.経済的暴力

生活費を渡さない、就労させない、借金の尻ぬぐいをさせる、など

4.女性への影響-1

1.身体的外傷

急性のもの、慢性化したもの(腰痛、ひざの痛み、頭痛など)、後遺症

DV被害の記録:医療機関の受診記録、スケッチ、写真が有用

写真について

必ず**被害者の同意を得ること**

1枚目:全身(顔とケガが写るように撮り、日付を入れる)

2枚目:ケガの部分のクローズアップ



4.女性への影響-2

2.内科的な被害

抑うつ、免疫機能低下、高血圧、胸の痛み、過敏性大腸炎、

不定愁訴(しゅうそ):日によって具合の程度や部位が違ったりする

仮病と取られてしまうことがあるので注意が必要

3.精神的被害

うつ、解離性障害(代表例:多重人格)、境界性パーソナリティ障害、

摂食障害、各種依存症などに関連している場合が多いと言われる。

PTSD、ASD(急性ストレス障害)



4.女性への影響-3

3.精神的被害

①うつ

思考力・集中力の低下を伴う。そのため、繰り返し説明しないと理解できなかったり、決断ができなかったりするので、周囲の理解が大切

②複雑性PTSD

- 1)持続的な不機嫌、自傷行為、爆発的な怒り
- 2)自責の念、罪悪感、恥辱、孤立無縁感
- 3)加害者との関係へのこだわり(かいがいしく世話をしたりする)



4.女性への影響-4

3.精神的被害

②複雑性PTSD

4)解離、離人感

自分に起こっていることを他人事に感じてしまう

5)ひきこもり、人間不信、他者への依存

6)希望喪失、絶望感



5.加害者からの暴力の影響による被害者の感覚

- 1.絶望感、無気力、無力感
- 2.混乱または錯乱
- 3.加害者にやさしい態度をとられると「ありがたい」と感じる
- 4.自分のアイデンティティ(自分は何者なのか？という感覚)や自尊心を喪失
自分は加害者の所有物に過ぎなくなる



6.被害者の反応

- 1.加害者を喜ばせ、満足させようと常に努力する。被害者は孤立していることが多いので、あらゆる面で自分を支えてくれているのは加害者であると思込む。
- 2.自分に対する加害者の言動を受け入れた結果、罪悪感や恥辱、自己嫌悪を示す
- 3.受けている暴力はたいしたことないと感じ、まだ自分には希望があると思ひこむ
- 4.支援者の助けが加害者からの暴力や報復をエスカレートさせると恐れていたたり、加害者は本当は犠牲者であり、自分が守ってあげなくてはならないと思っている場合は、支援すると憤慨することもある。
- 5.「あなたはDVの被害者ですよ」と伝えると怒る(夫を犯罪者呼ばわりするのか！)

7.子どもへの影響-1,2

DV家庭で育つこと自体が子どもへの虐待となる。

1.DV家庭で育った子どもに多い問題

不安、うつ、発達の問題、自尊心の低下、対人関係の問題、学校での問題PTSD及びその関連ストレス(繰り返す悪夢、過度の驚愕反応など)

2.DVが与える子どもへの影響

DV加害者は支配欲が強い場合が多い

⇒子どもが泣くだけで暴力をふるう、大きくなって支配できなくなると暴力的になる、虐待

7.子どもへの影響-2

2.DVが与える子どもへの影響

DV被害を受けている方の親は、自分自身の被害のために心が傷ついているため無感覚になっていたり、自分が止めることでさらに暴力がひどくなることを恐れていたりするので、子どもを守りきれないことが多い。

その結果として、子どもは、

- ①親からの暴力を受けたことによる心の傷
- ②守ってもらえなかったという心の傷

という2つの心の傷を受けてしまう

7.子どもへの影響-2

2.DVが与える子どもへの影響

この二つの心の傷のため、

①人間不信(他者を信じることができない)

②無力感

③加害をしている親だけでなく、**守りきれなかったDV被害者に対しても怒りを覚える**

被害者が子連れで加害者から**逃げて一安心したあとに、DV被害者に対する子どもの怒りが爆発することも多いので、注意が必要**

7.子どもへの影響-3

3.生活の中で繰り返されるトラウマによる影響の特徴

DVIによる子どものPTSDは以下のような状態となり、一般的なPTSDとは異なる。

- ・何事もなかったようにふるまう
- ・解離(自分が自分ではないような状態を作り出す)
- ・激しい怒りの噴出

これらは、当初はDVを目撃した時にだけ起きるが、やがて、何かのストレス(試験勉強など)にさらされることで起きるようになっていく。



7.子どもへの影響-4

4.安全感的喪失

本来、安全であるはずの家庭が安全でない中で育つことになるので、「安心感」「安全感」が育たない。

(常に緊張を強いられたり、身構えた中で生きていかなければならない)

子どもは安全な中で育つことで、安心感を得て、他者を信頼するようになる。しかし、常に安全ではない環境で育つことは他者を信頼できなくなることに繋がる。

7.子どもへの影響-5

5.いつ崩れるかわからない不安

DV家庭では楽しい時間の中で突然暴力が始まるということが少なくない。だから、子どもはいつ安らぎの時間が崩れるのかわからないという不安を持つようになり、楽しいはずのことも楽しむことができなくなる。

DV加害者は子どものそのような不安を快く思わず、「これほど楽しませてやっているのに」という意識になり、突然怒り出すこともある。

そうすると、不安と加害者の怒りの悪い循環となり、事態はどんどん悪化していく。

7.子どもへの影響-6

6.罪悪感・無力感

子どもは自分中心に周囲を意識するため、何かが起きると、すぐ自分のせいにしてしまい、罪悪感をおぼえたりする。

その結果、親から親への暴力も原因が自分のせいだと思ったり、とめられない自分を責めたりすることも多い。何とかとめようとして、親の間に立つこともある。しかし、非力な子どもがVを止めることはできないので、無力感を感じたりもする。

このような罪悪感、無力感が自己評価の低下につながり、自信を失っていく。



7.子どもへの影響-7

7.暴力での解決モデル

家の中で「暴力により決着する場面」を目撃し続けているので、問題解決は暴力でなされるものだと認識するようになっていく。

その結果、家庭や学校でも暴力的になる子どもは少なくない。



7.子どもへの影響-8

8.権力支配のモデルと保身

DV家庭では、強者が弱者を支配する構図が続くので、子どもにとっては、それが当然だという認識が出来あがっていく。

ときには、弱いものが悪いという考え方になることもあり、弱い存在であるV被害者に怒りを向けることも少なくない。

また、弱い存在である子どもたちは、自分の身を守るために強者であるV加害者側に立とうとすることもある。

これらのことが、DV被害者をさらに苦しめることにつながっていく。

8.なぜ被害者は逃げないのか？

逃げることができなくなっている理由

1.加害者の脅迫

「誰かに相談したらただではおかない」など

2.他人に知られたくない

3.周囲の理解が得られない

「多少のことは我慢しなさい。別居や離婚は思いとどまるように」など

多くの被害者は長く続くストレスから、気力・体力を失い、正常な判断ができなくなっているため、このような言葉に従ってしまう。

8.なぜ被害者は逃げないのか？

4.自尊心の喪失による「思い込み」

「お前が悪い」「お前は生きている価値がない」などと言われ続けているうちに自尊心や自己肯定感を失ってしまい、「自分は何もできない人間だ。自分の方が悪いのかもしれない」と思い込んでしまった結果として避難ができなくなってしまう。

5.「愛情表現では？」という幻想

加害者は、激しい暴力のあとで一転して優しくふるまったりするので、「暴力は愛情表現かもしれない。いつか変わるのでは？」という期待を抱いてしまう。

8.なぜ被害者は逃げないのか？

6.加害者や子どもに対する思い

「この人は自分がないとだめ」「子どもには父親が必要」など。

DV加害者は、被害者が自分のもとを離れると、つけまわしたり、脅したりして、もとのさやにおさめようとするので、逃げるのは難しい。

別れの時が、最も危険加害者が被害者や子どもを殺害し、自分も自殺しようとする)と言われている。

被害者は、経済的に自立困難だったり、就業がすぐできるとは限らないことも」逃げられない要因となる。

9.なぜ加害者は暴力をふるうのか？

加害者は、わざわざ相手と場所を「選んで」被害者に暴力をふるっていると考えられる

(耐えきれず爆発したりキレたりしているのではない)

⇒なぜ、会社関係の人には暴力をふるわないのか？

それは、被害者をわざわざ「選んで」いるからです。

⇒なぜ、いつも暴力は家の中で起きる？

それは、暴力をふるう「場所」を選んでいるからです。

こういう事実を被害者に伝えていくことが大切。

9.なぜ加害者は暴力をふるうのか？

■暴力の目的は「支配」

暴力の目的は「痛い目にあいたくなければ、俺の言う事をきけ！」という命令を伝えることである。

言うことをきかなければ、ホントに殴る、蹴るが始まる(懲罰)

そうやって、相手を支配することが目的。

そのためには、暴力で相手に「恐怖」を感じさせるのがてっ取り早い。

つまり、「恐怖」を手段として妻や子どもを「支配」することが暴力の目的

9.なぜ加害者は暴力をふるうのか？

■なぜ暴力を選べるのか？

なぜ妻や子どもには暴力を選べるのか？

- ①腕力が強い
- ②経済力がある
- ③口が達者(巧みに、自分を正当化し、言いくるめる)
- ④マインドコントロールがうまい

自分が「絶対的存在」であり、自分に逆らうことはできないし、ましてや逃げることなど不可能だと被害者に思わせる。

9.なぜ加害者は暴力をふるうのか？

⑤暴力による支配を学んできている

父親が母親を殴っているのを子どもが見れば、子どもは「男は殴ってでも女に言う事を聞かせていい」と、学んでしまう。

同様に、自分が殴れば、「大人は子どもを殴って支配してもいい」と学ぶ。

⇒「虐待の連鎖」はこうして起こる

思春期になると、自分と同じジェンダーの大人の行動を学ぶようになる

⇒男の子：暴力による支配

⇒女の子：「女なんかどうしようもない。仕方ない」

9.なぜ加害者は暴力をふるうのか？

⑥加害者は変わろうとしない

加害者が「変わろうとしない」理由

理由1.暴力は「手っ取り早く、簡単に」支配できる手段である。

相手が「恐怖」を感じれば、「俺は強い」と思うことができる

理由2.相手が思い通りになれば「俺は偉い」と思うことができる。

このような「簡単に、自分を『満足』させることができる『暴力』という手段を簡単に手放すわけではないと考えられる。

10.法的支援

①配偶者暴力相談支援センター

DVの相談、被害者の緊急時の安全確保、一時保護などの機能を持つ

②接近禁止命令

住居、勤務先に近づくことを禁じてもらうことができる

メールや電話を禁じてもらうこともできる。

③別居中の生活費

裁判所に申し立てることにより、夫の給与の差し押さえなどが可能



11.被害者への接し方

■被害者の心理

- ①とても傷ついている
- ②自分にも悪いところがあるのでは？
- ③子どものためには、自分さえ我慢すればいい
- ④自分だけどうして？（こんな目に合うのだろうか？）

こうした気持ちに十分配慮して相談を受ける必要がある。

①話の内容や時系列が混乱していることがよくあるが、たっぷり時間をとって、じっくり聴いてあげる。せかしたりしない。

②被害者の話を否定しない。まずは受け止める。

11.被害者への接し方

■こんな言葉や態度はNG

①「夫婦なんだからお互い思いやって、あなたが夫を理解してあげないとね」などと言う。「しっかりしろ」「がんばれ」NG

②矢継ぎ早に質問する

まずは被害者の話を受け止め、理解することが先決。とにかく、できるだけ話をしやすくなるように配慮する。

③考えを押し付ける

「〇〇すべき」、「〇〇した方がよい」などと言う。

自分の意見・見解は、被害者が求めてきたら、述べるようにする。

11.被害者への接し方

■自殺の危険信号

- ①「死にたい」「もう生きていたくない」「この苦しみを終わりにしたい」などと言う
- ②身の整理をしたり、持ち物(財産など)を手放し始める
- ③外見や行動の急激な変化(急に元気になった時も危険)
- ④家族などの将来の計画を話す時、本人の計画が含まれていない
- ⑤周囲との接触を断ち、自分の殻に引きこもる

11.被害者への接し方

■自殺の危険信号

自殺の危険が疑われる時は、その意思を本人にはっきりと直接的に尋ねるのがよい。

(尋ねたからといって、かえって自殺に追い込むようなことは起こらない)

「もしかして、死のうと思っていないですか？」

「自殺を考えているのではありませんか？」

11.被害者への接し方

DV被害者が何かを話してきた時には、よく聴いてあげるとよい。

■上手な話の聴き方

- ①「共感」が大切
- ②まずは「受け止める」
- ③「批判」「否定」は厳禁。
- ④自分の意見・アドバイスは求められた時にだけ伝える
- ⑤相手を変えようとしなない(×:「あなたは〇〇すべき」は厳禁)
- ⑥適度にうなづく
- ⑦あいづちをうつ(「なるほど」「はい」「へえ!」「うんうん、それで?」)
- ⑧「おうむ返し」



11.被害者への接し方

②まずは「受け止める」

【例】子どもが薬を飲みたがらない時

×「飲まなきゃだめだよ！」

×「飲みなさい」

○「飲みたくないの？ そうなんだね。苦いから？
でも飲まないで治らないよ」

11.被害者への接し方

⑧「おうむ返し」

相手の話を「繰り返す」テクニック

「今日、仕事でミスって、課長に怒られちゃったよ！」



「ふーん、仕事のミスで、課長に怒られちゃったんだね？」